

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 20 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険の被保険者が生活保護を受けるに至った場合に
資格喪失の届出を省略することができる国民健康保険法施行規則の
改正内容に関するQ&Aの送付について

国民健康保険の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の被保険者が生活保護を受けるに至った場合の資格喪失の届出の省略については、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和5年1月20日付け保発0120第7号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおりですが、届出の省略に際しての参考となるよう、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

問1 本取扱いにおける「公簿等」とは具体的に何を指すものか。

(答)

特定書類を指すものではなく、生活保護部局又は福祉事務所が作成した連絡票等、生活保護の受給を開始した事実が分かる書類等を指す。

問2 公簿等で国民健康保険法施行規則（以下「規則」という。）第12条各号（第3号を除く。）に掲げる事項が確認できない場合、届出を省略することはできるのか。

(答)

公簿等に記載された事項により、国民健康保険の資格情報を確認できる方法で当該者を特定し、各号に掲げる事項を確認した場合は、届出を省略することが可能である。

(参考)

(都道府県の区域内に住所を有しなくなった者に係る資格喪失の届出)

第十二条 都道府県の区域内に住所を有しなくなったため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。

- 一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄
- 二 資格喪失の年月日及びその理由
- 三 (略)
- 四 被保険者記号・番号

問3 本改正により、生活保護を受けるに至った被保険者の属する世帯主からの資格喪失の届出を待たずに、職権で資格喪失しても差し支えないのか。

(答)

規則第13条第1項に基づき、生活保護を受けるに至ったことにより国民健康保険の被保険者資格を喪失した者があるときは、世帯主は国民健康保険担当部局に届出（被保険者証等を添付）の提出義務を負うため、引き続き、世帯主からの速やかな届出の提出や被保険者証等の返還に努めること。

一方で、届出が提出されないことで、届出の勧奨や遡及による資格喪失など、保険料（税）や給付に関する事務負担が生じるおそれがあることから、当該世帯主から速やかに届出が提出されない場合には、本取扱いにより資格喪失の届出を省略可能とし、保険者の負担を軽減することとしている。

(参考)

(法第六条各号のいずれかに該当するに至った者に係る資格喪失の届出)

第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至つたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号(第三号を除く。次項において同じ。)に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

問4 届出を省略する場合の具体的な取扱い例如何。

(答)

想定される取扱い例は以下のとおり。なお、保険者ごとの事情を勘案し、柔軟に運用すること。

- (1) 生活保護部局又は福祉事務所から、生活保護の受給を開始した者の情報を、連絡票等の公簿等により連携する。
- (2) 公簿等に記載された項目について、速やかに国民健康保険の資格情報を確認できる方法で資格の喪失状況を突合し、資格喪失の届出を行っていない被保険者を抽出する。
なお、情報の連携頻度によっては、生活保護が廃止・停止となっている可能性にも留意すること。
- (3) 資格喪失を行い、中間サーバー等に国民健康保険の被保険者資格を喪失した旨の情報を速やかに登録する。
- (4) 世帯主に対し、以下の内容を通知する。
 - ① 生活保護の受給を開始したことで国民健康保険の資格を喪失したこと
 - ② 生活保護（医療扶助）により医療が提供されるため、国民健康保険を使用しないこと
 - ③ 被保険者証等を速やかに返還すること
 - ④ 生活保護が廃止となり再び国民健康保険に加入する場合には、届出が必要となること